

第 51 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 4 年 1 月 26 日（水） 19 時 30 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. 自主療養のあり方について

2. その他

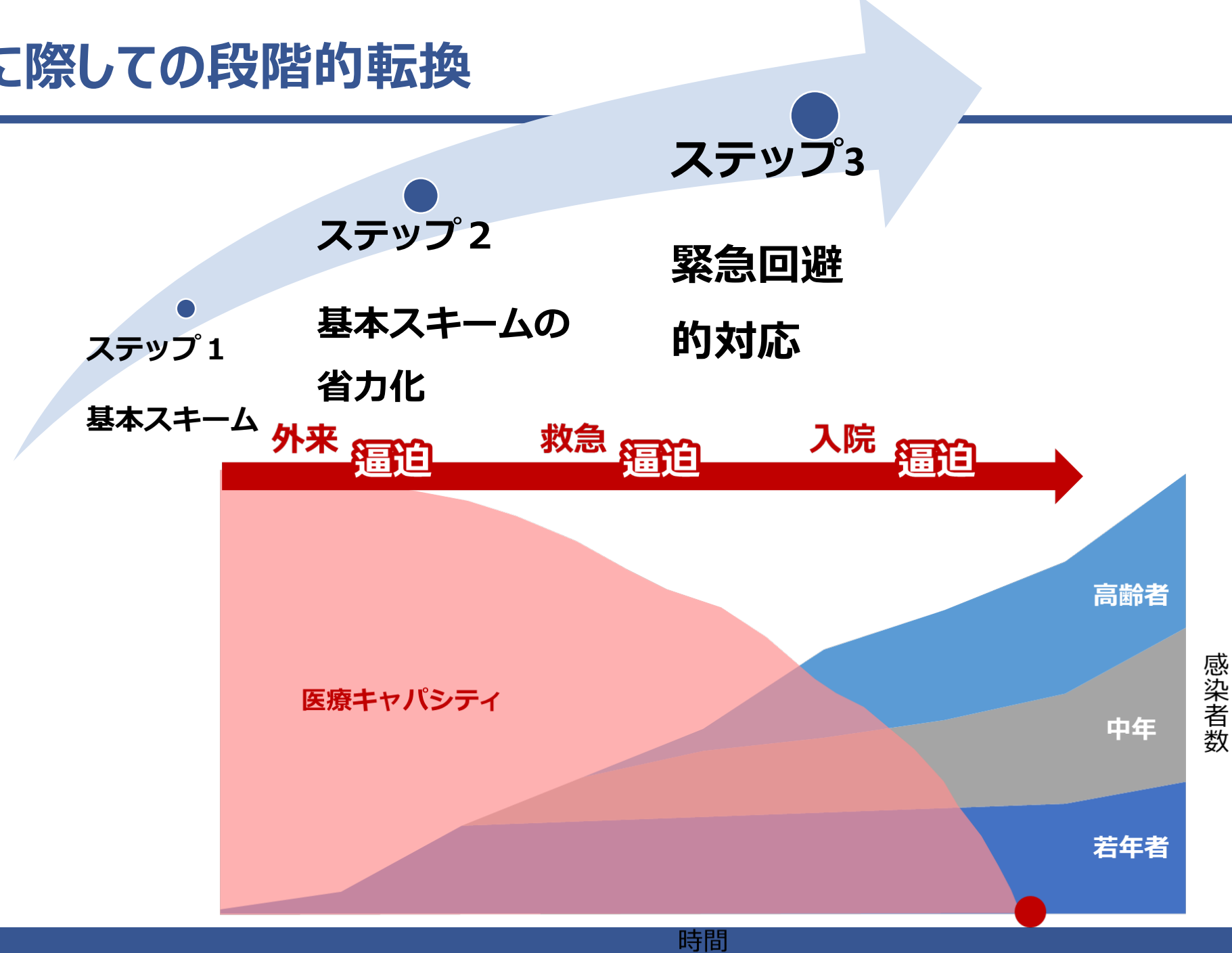


オミクロン対応のステップ³

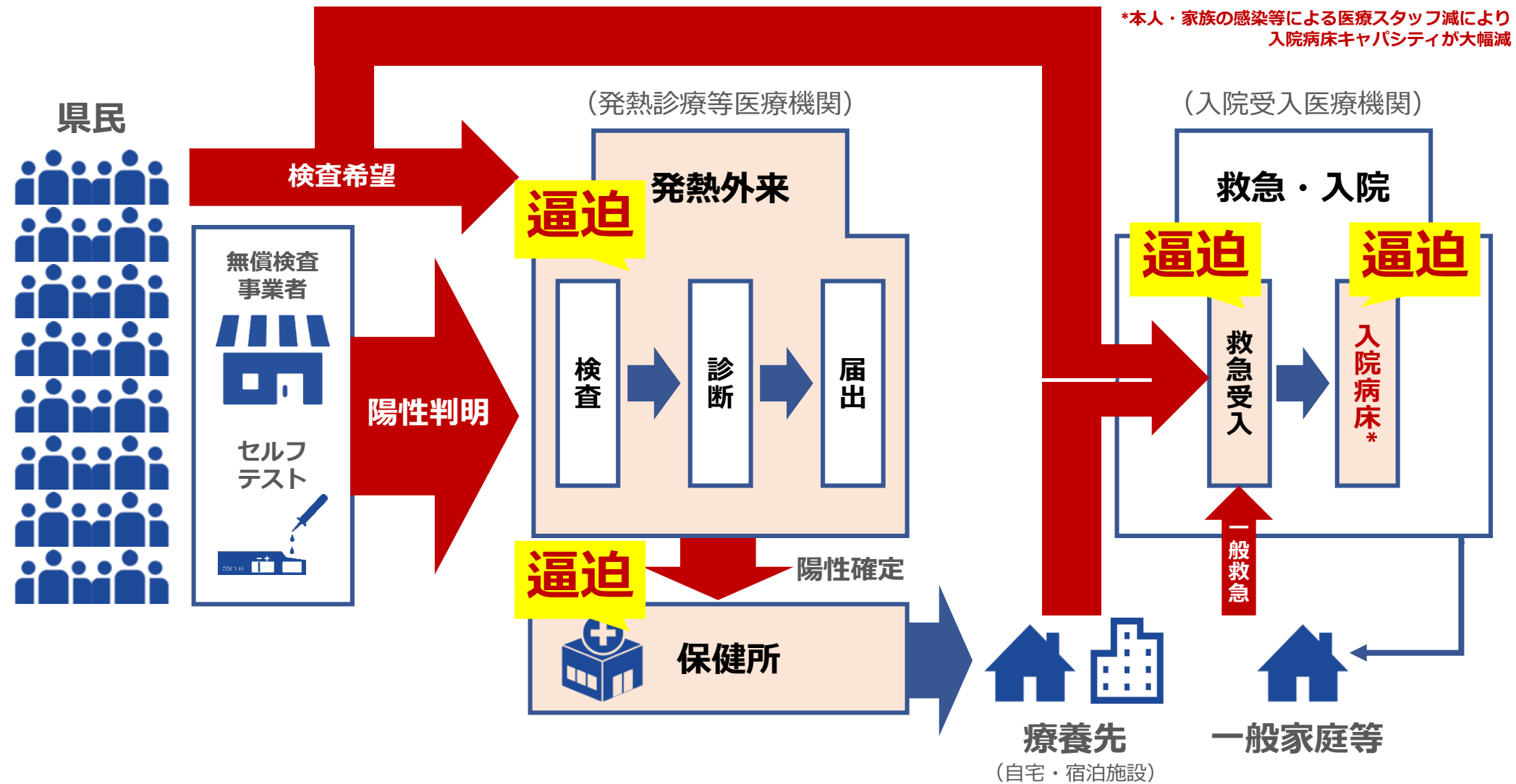
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

2022年1月26日

危機に際しての段階的転換

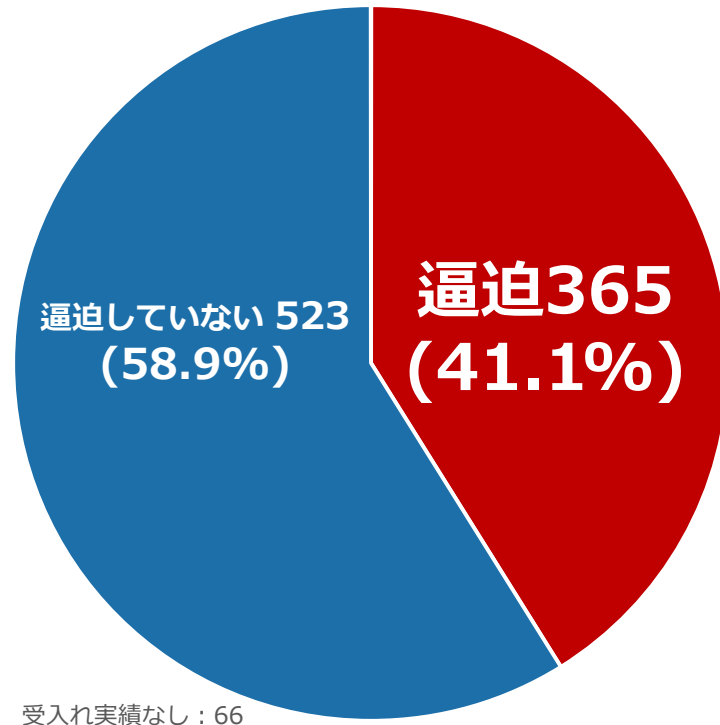


第6波の保健・医療体制逼迫の構図



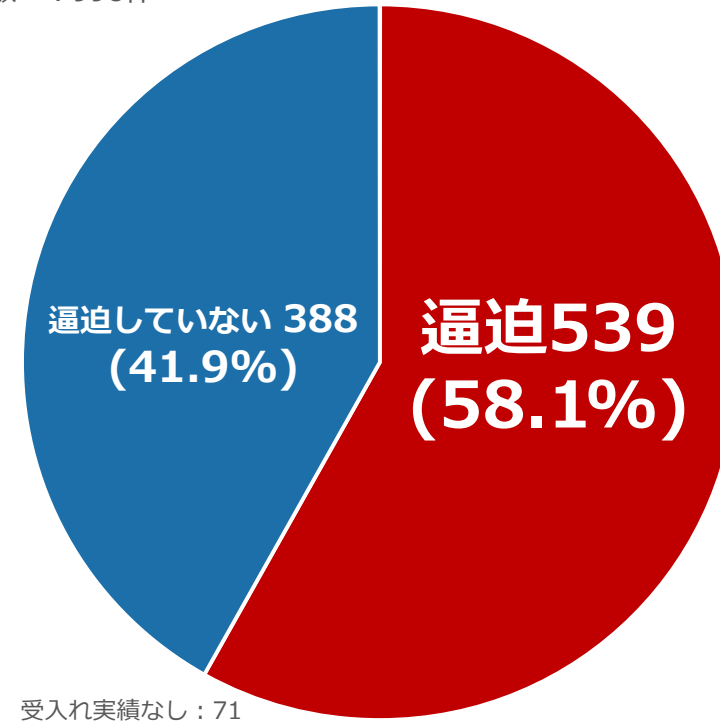
2022/1/11(火)～1/17(月)の逼迫度合い

調査期間：2022年1月18日（火）～1月20日（木）
対象機関：発熱診療等医療機関 約2,000機関
回答数：954件



2022/1/18(火)～1/24(月)の逼迫度合い

調査期間：2022年1月24日（月）～1月26日（水）14時
対象機関：発熱診療等医療機関 約2,000機関
回答数：998件



発熱外来医療機関は現在 **58%**が**逼迫**している

次の場合は**医療機関による確定検査を省略**できることとすることで、**発熱診療等医療機関の役割を、入院判断と治療管理に寄せていく**

2022.1.21
感染症対策協議会で承認
2022.1.24
厚生労働省通知発令

医療機関での確定検査を省略できるケース



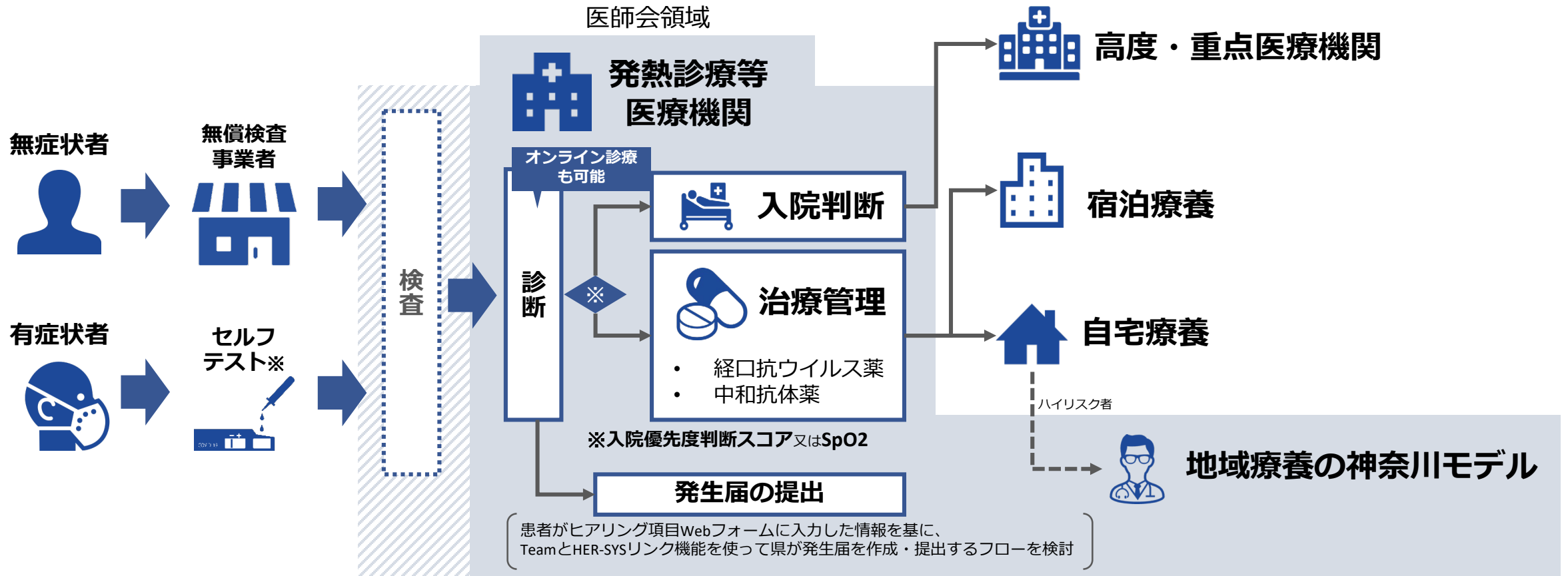
1. **無料検査事業所で発行された陽性証明書**を持参した場合
(PCR、抗原定量 > 抗原定性)



2. **家庭用の抗原検査キット**でセルフテストした際の陽性反応が分かるものを持参した場合

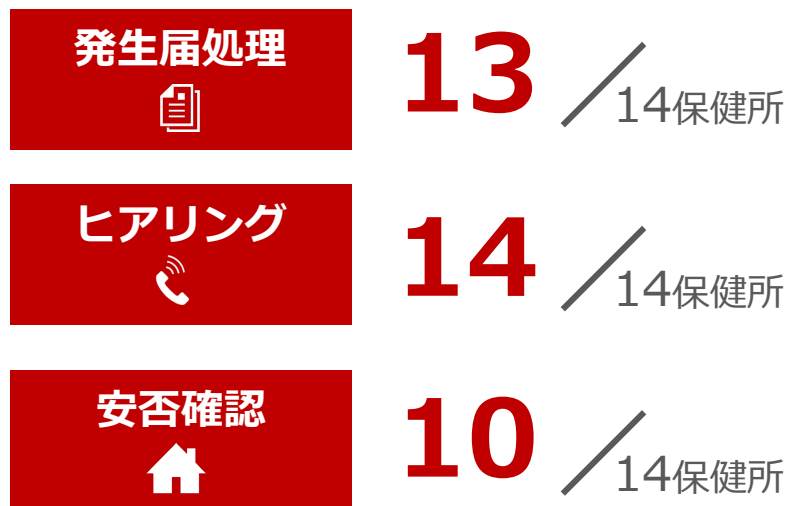


3. **家庭内に療養中の陽性者がいる**場合 (疑似症として発生届)



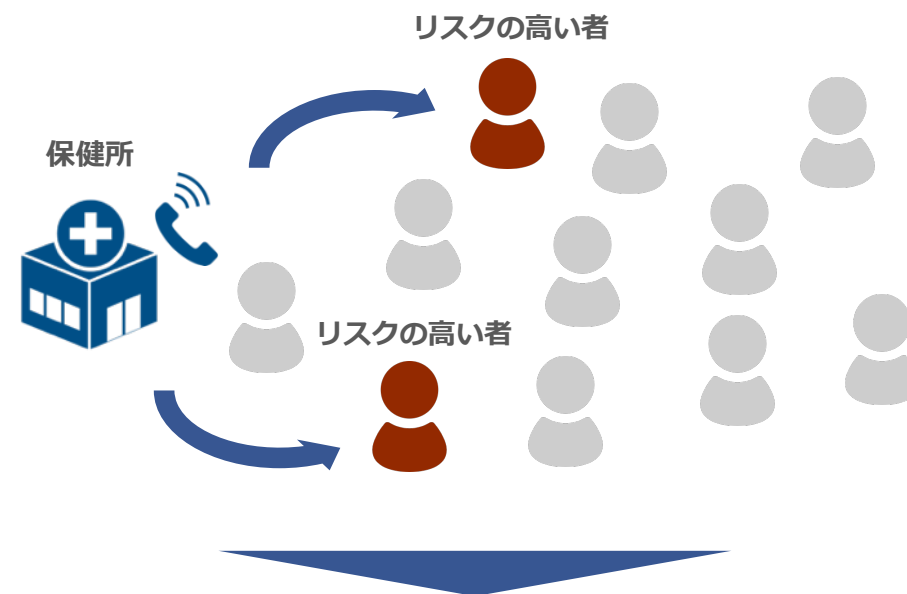
2022年1月24日の週の保健所の状況

「逼迫している」と回答した保健所数



- ・ 2022年1月26日調査
- ・ 各項目ごとに【①余裕 ②なんとか当日中に処理 ③逼迫】で回答

保健所が逼迫しているため、
リスクの高い療養者を優先してフォローしたい



**発生届からリスクの高い者を特定し
優先してフォローする必要がある**



優先してフォローアップを行う療養者を

重点観察対象者と呼ぶ

※発生届の内容から特定する

2022.1.21
感染症対策協議会で承認

重点観察対象者の定義

次の**いずれか**の条件を満たすこと

年齢

50歳以上もしくは**5**歳以下





酸素飽和度

SpO2値**95**以下

リスク

重症化リスク因子あり

オミクロン特性に基づいた効果的な公衆衛生活動への集約

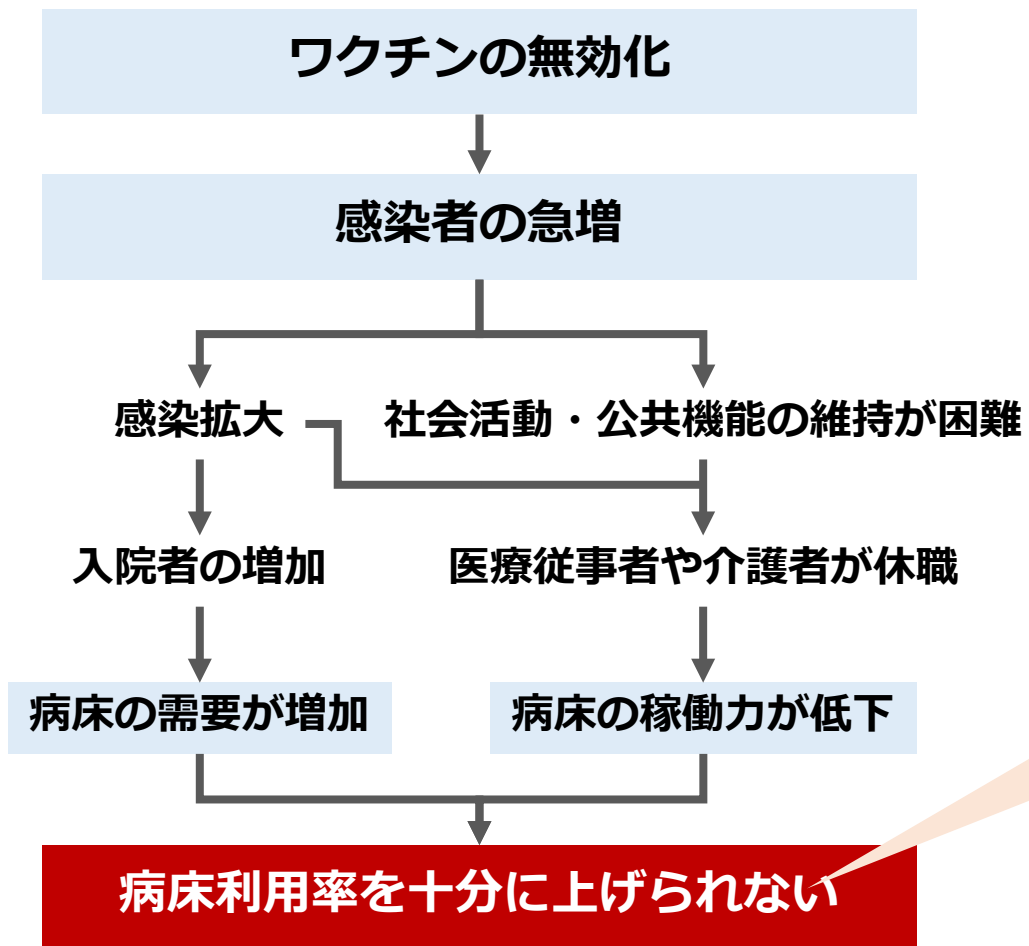
	発生届の処理 (ヒアリング)	積極的疫学調査	集中検査	安否確認
保健所業務	 発生届の 受理	>  積極的 疫学調査	=  集中検査	>  安否確認
ステップ2	50歳以上/5歳以下 低SpO2/重症化リス ク因子有 優先	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・高齢福祉施設 ・幼保 ・学校<small>に限定</small> 	高齢福祉施設 > 保育園/幼稚園 > 学校 <small>に限定</small>	スコア3以上
ステップ3	50歳以上/5歳以下 低SpO2/重症化リス ク因子有 上記以外は、セルフテス ト・自主療養を選択可 (発生届なし)	高齢福祉施設 > 保育園	高齢福祉施設 > 保育園 > 学童保育 > 受験学年	スコア5以上

2-5 ステップ別の療養サービス提供基準

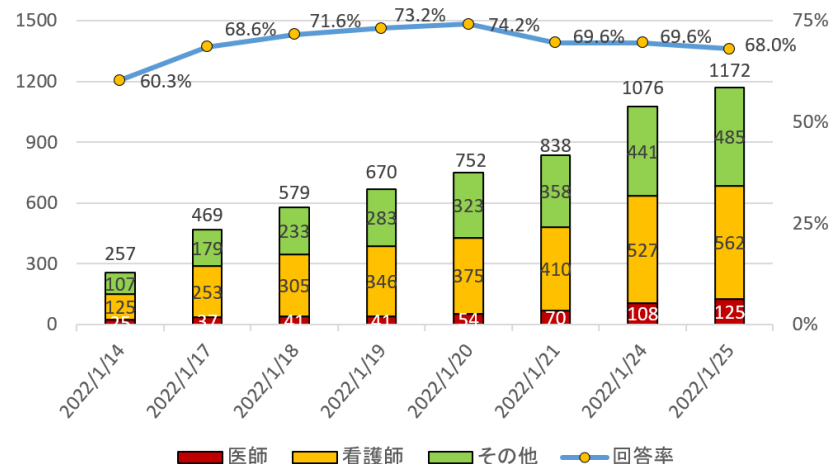
	ステップ2		ステップ3		
	重点観察対象者	左記以外	重点観察対象者	左記以外	セルフテスト
パルスオキシメーター	○	○	○	×	×
配食サービス	○	○	○	×	×
LINE	○	○	○	○	○*
AiCall	○	○	○	○	○*
体調不良時の架電健康観察	○	×	○	×	×
安否確認	スコア3以上	×	スコア5以上	×	×
コロナ119	○	○	○	○	○
療養証明	○	○	○	○	自主療養届

○に変更

*行政の健康管理は行わないが、セルフチェックのツールとして使える
キャパシティの問題から頻度などは調整する

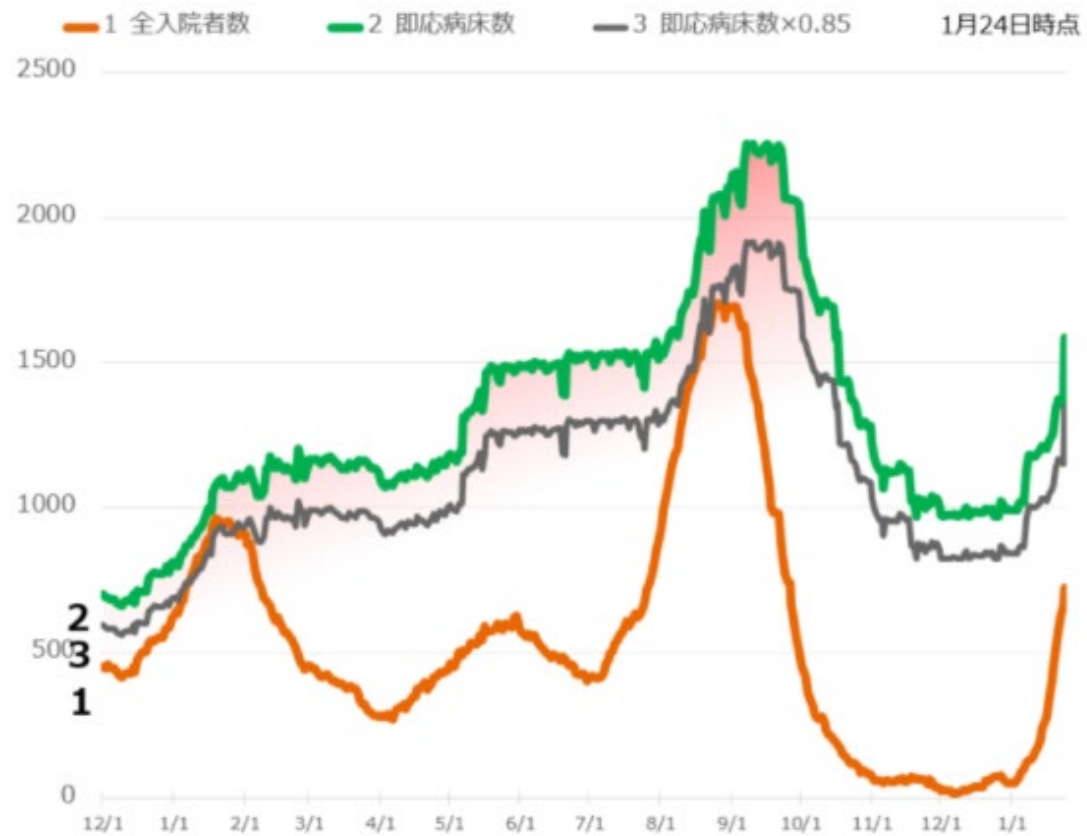


医療従事者の職種別出勤停止状況
(医療危機対策本部室調べ)



病床利用率を十分に上げられないと...

- 今までの入院患者数、病床利用率では **医療現場の逼迫を適切に評価できなくなる**
- コロナ診療も通常医療も対応力が低下するため **休職者を前提とした計画と見通し(BCP)が必要**



1は入院者数を、2は即応病床数（即時受入れ可能な病床数）を、3は即応病床数の85%を示しています。



オミクロン株は、これまでの新型コロナウイルスとは大いに特徴が異なるウイルス



若年層

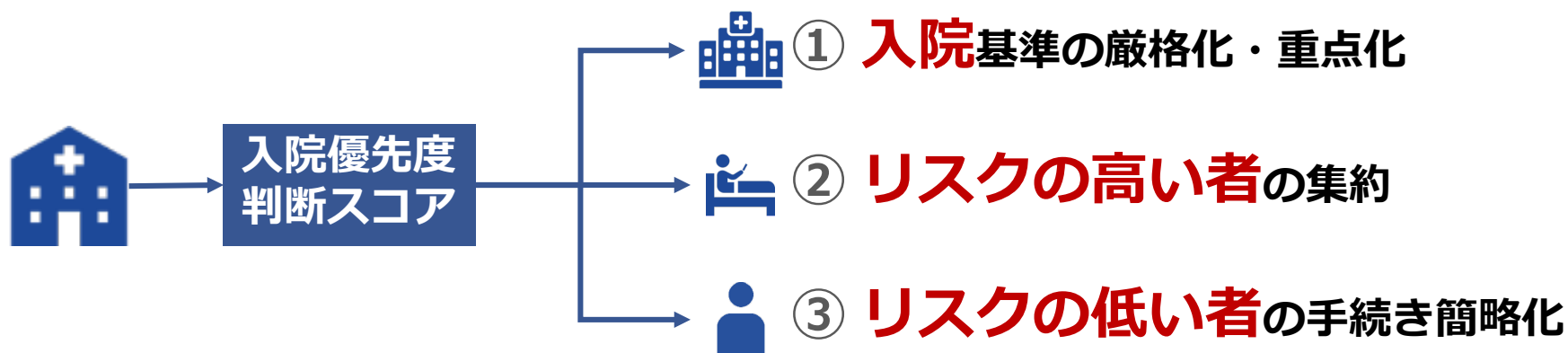
- ・ 若年層のほとんどが軽症
- ・ 市中の積極的疫学調査困難



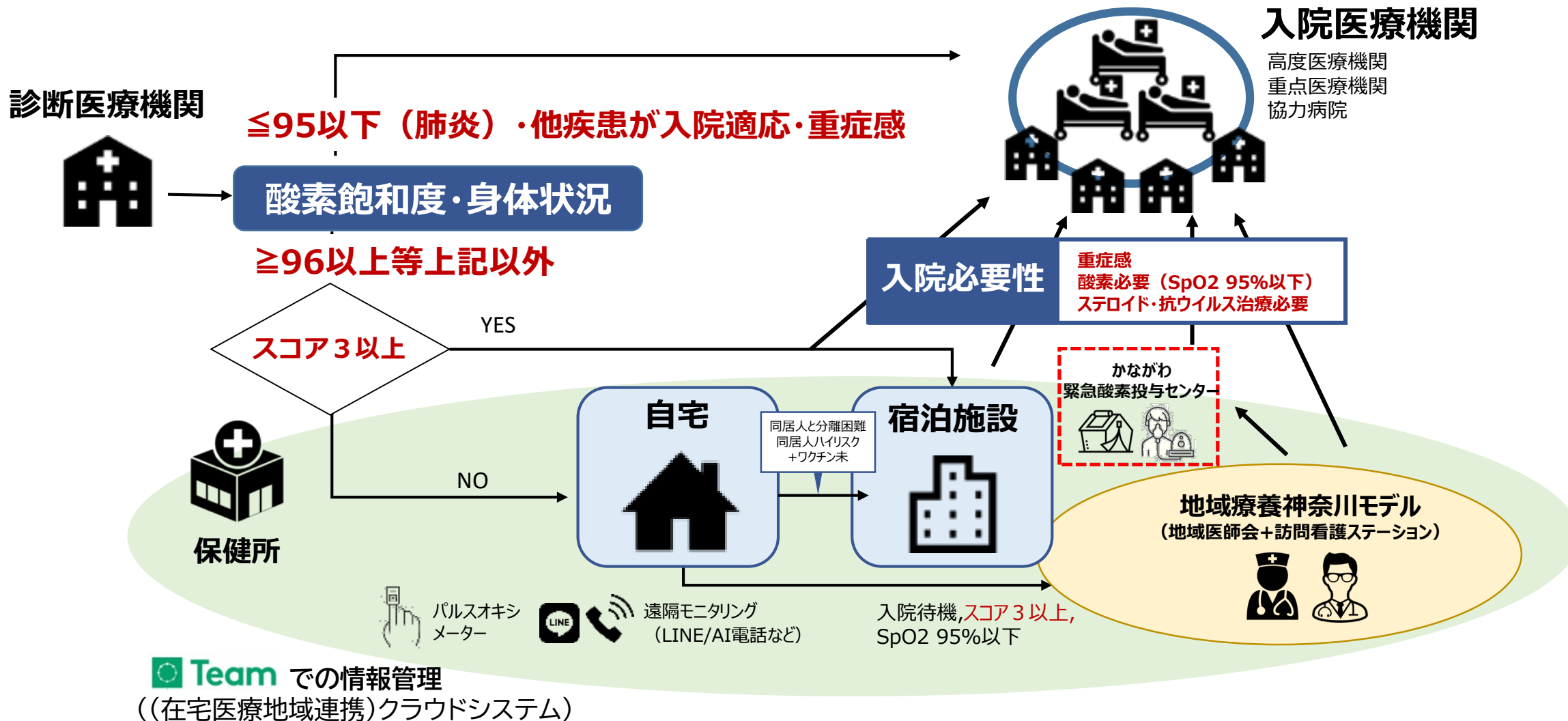
感染者の隔離・封じ込め対策の
意義が低下している

重症化リスクの高い感染者へ保健医療リソースを集約していく必要がある

例：入院優先度判断スコアを活用した重点化



神奈川県入院・療養の仕組み（最終段階）



県内の保健・医療体制は、

1 / 28 (金) に**ステップ3**

へ移行します

ステップ3に移行するもの



外来機能



保健所業務



行政サービス



入院基準・宿泊/自宅療養基準

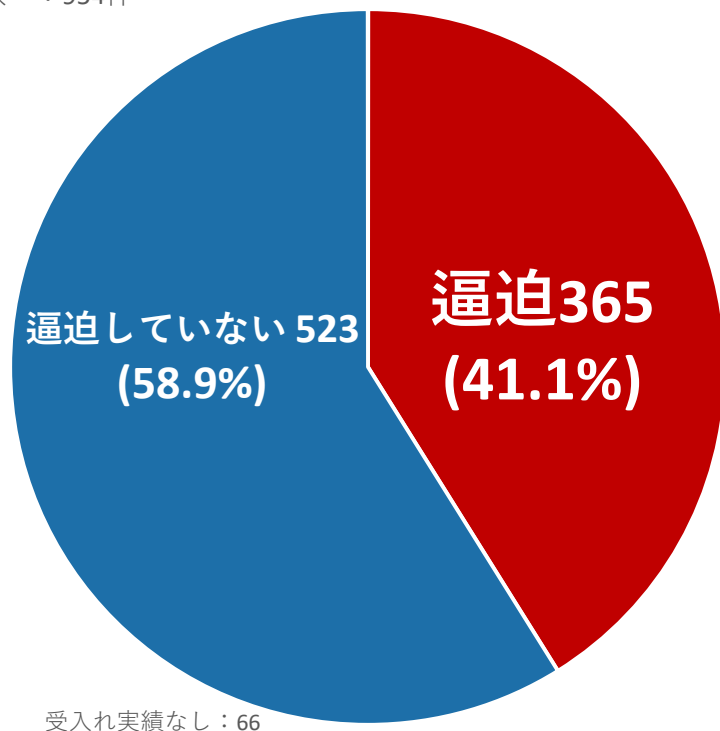
自主療養のあり方について

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
2022.1.26 v1.8

1 - 1 発熱診療等医療機関の逼迫状況

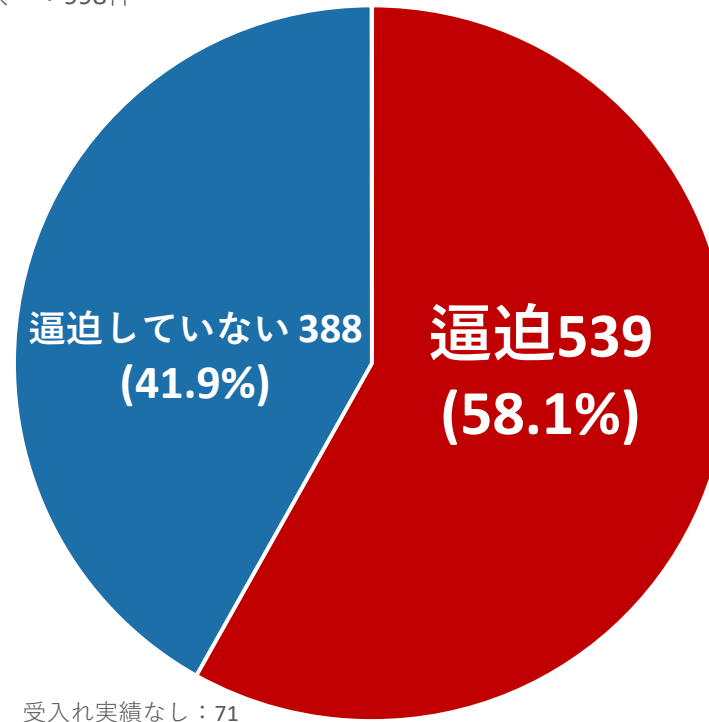
2022/1/11(火)～1/17(月)の逼迫度合い

調査期間：2022年1月18日（火）～1月20日（木）
対象機関：発熱診療等医療機関 約2,000機関
回答数：954件



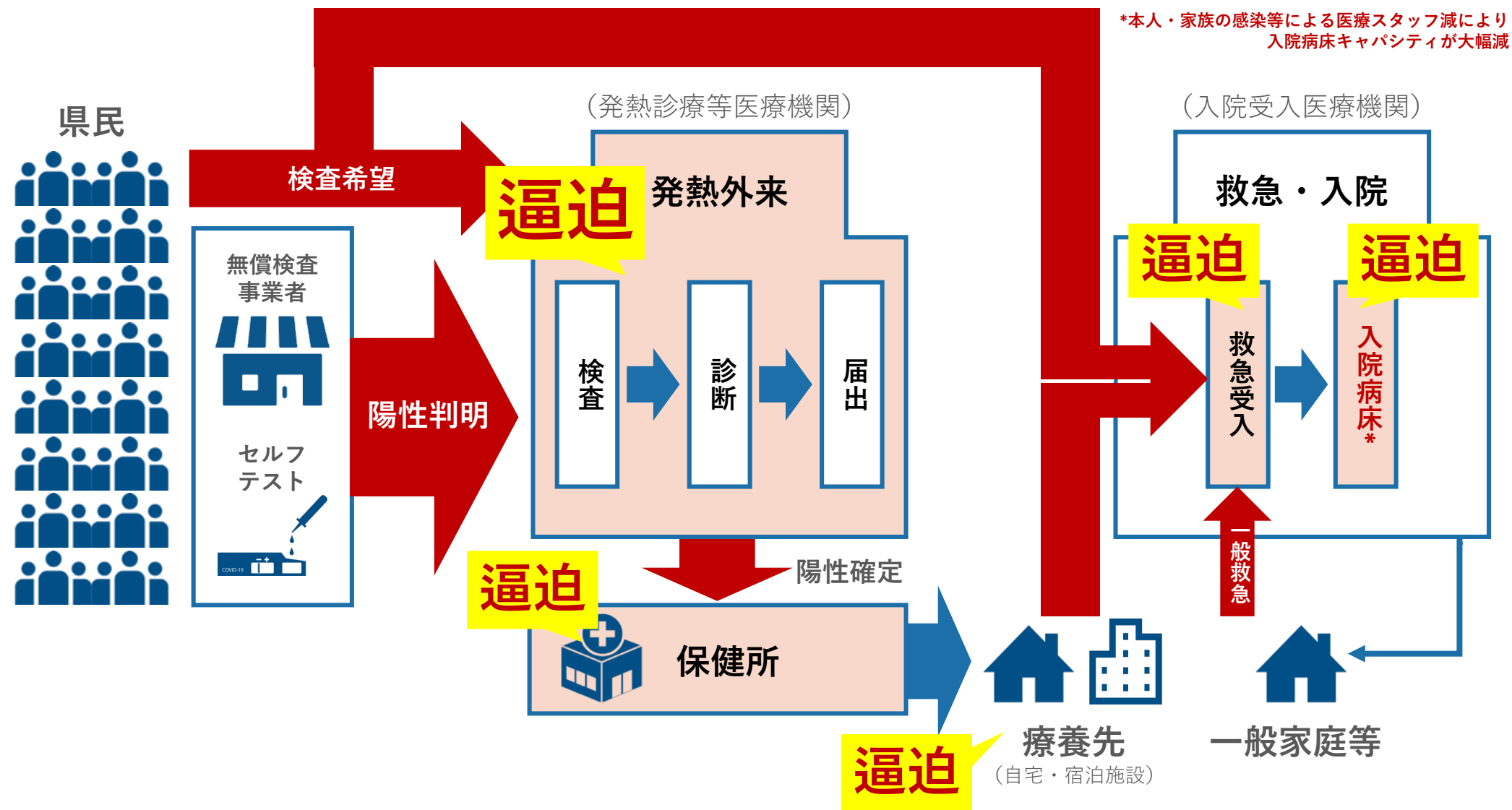
2022/1/18(火)～1/24(月)の逼迫度合い

調査期間：2022年1月24日（月）～1月26日（水）14時
対象機関：発熱診療等医療機関 約2,000機関
回答数：998件

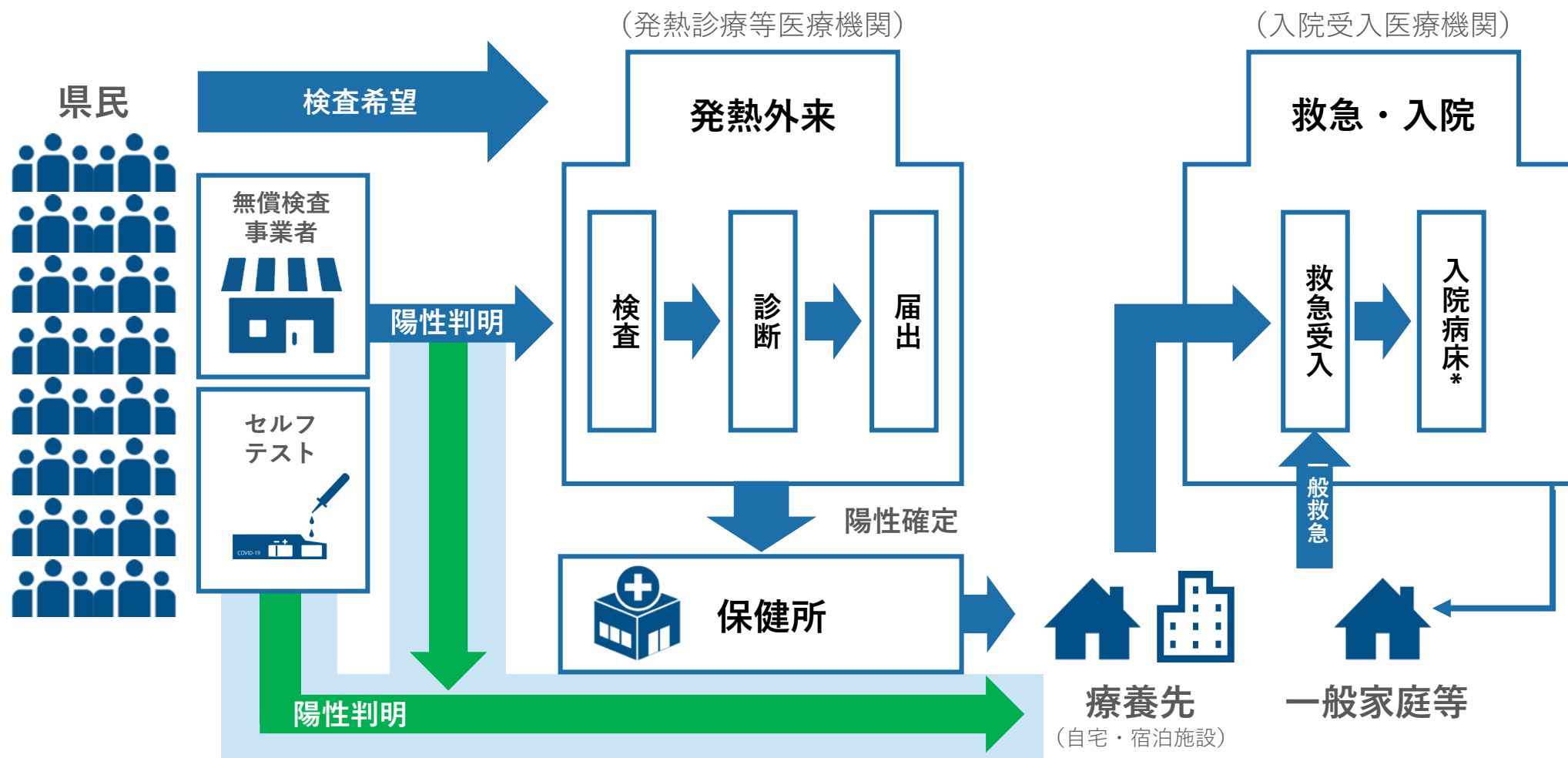


発熱外来医療機関は現在**58%**が**逼迫**している

1 - 2 第6波の保健・医療体制逼迫の構図



1-3 医療逼迫を防ぐ負荷分散・タイムリーな療養開始イメージ



2-1 フォローアップを優先的に行う対象

2022.1.21感対協資料



優先してフォローアップを行う療養者を

重点観察対象者と呼ぶ

※発生届の内容から特定する

重点観察対象者の定義

次の**いずれか**の条件を満たすこと

年齢

50歳以上もしくは**5**歳以下

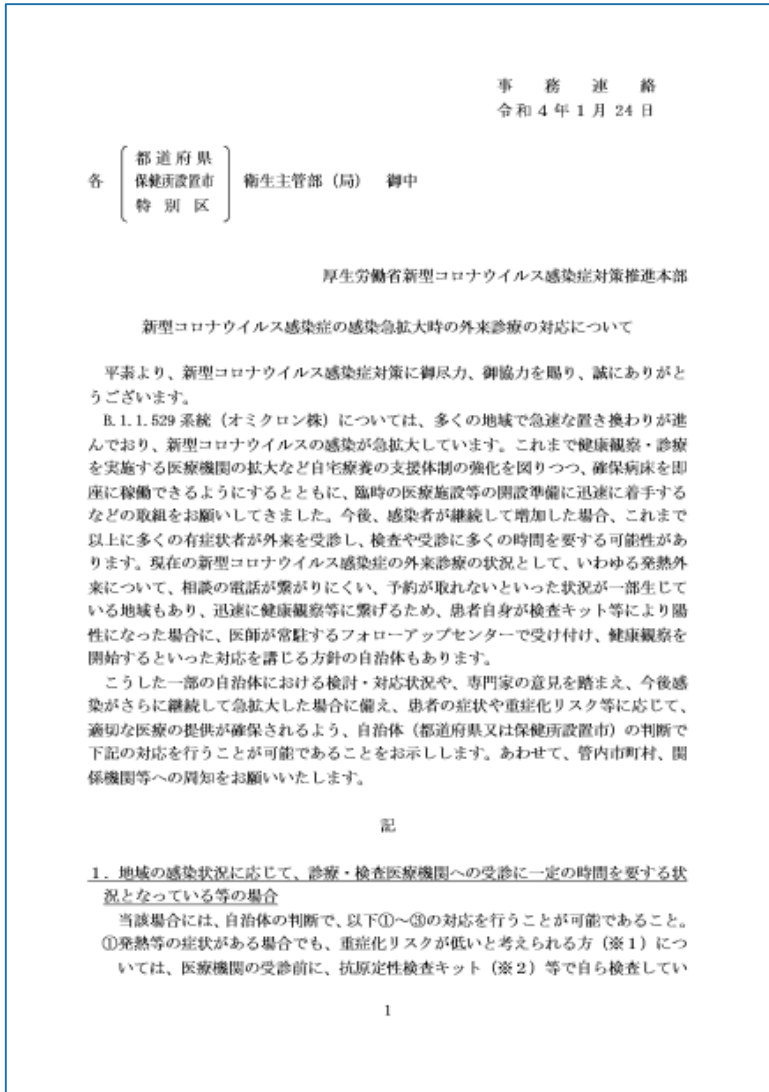
酸素飽和度

SpO2値**95**以下

リスク

重症化リスク因子あり（妊娠含む）

2 - 2 2022.1.24厚労省通知



令和4年1月24日 厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」

1 診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況の場合は、自治体判断で次の対応が出来る

① 有症状の低リスク者にセルフテスト後の受診を呼びかける

この時、医師の判断で受診時の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行ってもよい

② 電話・オンライン診療を積極的に活用

③ 同居家族感染時は検査を行わなくても臨床症状で診断可能

この場合は疑似症患者として発生届を提出すること

2 外来医療の逼迫が想定される場合は、自治体判断で次の対応が出来る

○ 軽症の低リスク者は自らの検査結果で健康観察を受けられる



行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに自らの検査結果を連絡することで、ITを活用した双方向の健康観察を受けられる。

体調が悪化した場合は、健康フォローアップセンターの医師が発生届を提出する。

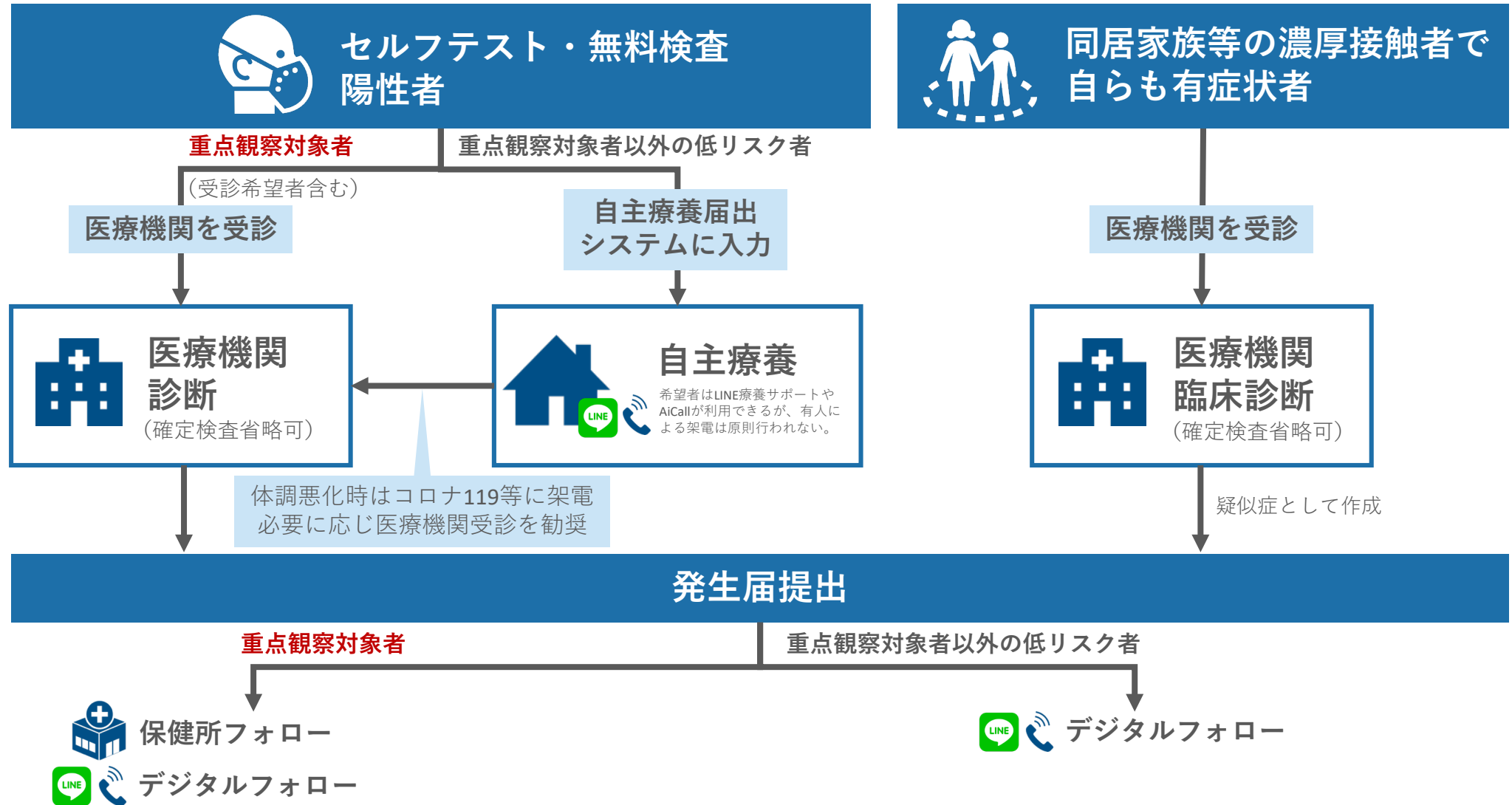


低リスク者本人の判断で検査結果を報告し
フォローアップが始まるシステム構築が必要

2 - 3 2022.1.24厚労通知と県の取組みの対比

		1.24厚労通知	神奈川県取組み
		 厚労省	 神奈川県
1	①	有症状の低リスク者にセルフテスト後の受診を呼びかける	抗原検査キット配布事業／事前購入の勧奨
	②	電話・オンライン診療を積極的に活用	従前から活用中
	③	同居家族感染時は検査を行わなくても臨床症状で診断可能	「医療機関での確定検査を省略できるケース」として提示済（2022/1/21感対協）
2		軽症の低リスク者は自らの検査結果で健康観察を受けられる	「医療機関での確定検査を省略できるケース」として提示済（2022/1/21感対協）
		ITを活用した双方向の健康観察	LINE療養サポートやAiCallを活用／コロナ119

2-4 2022.1.24厚労省通知を受けた整理



2-5 ステップ別の療養サービス提供基準

2022.1.21感対協資料

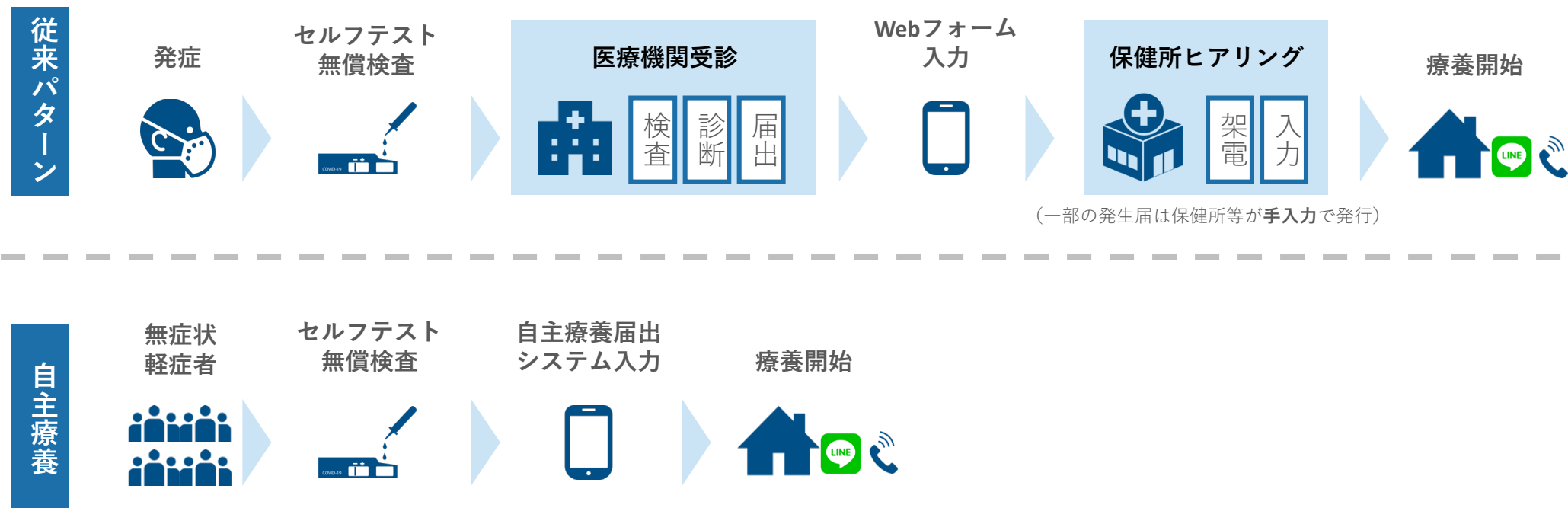
	ステップ2		ステップ3		
	重点観察対象者	左記以外	重点観察対象者	左記以外	セルフテスト
パルスオキシメーター	○	○	○	×	×
配食サービス	○	○	○	×	×
LINE	○	○	○	○	○*
AiCall	○	○	○	○	○*
体調不良時の架電健康観察	○	×	○	×	×
安否確認	スコア3以上	×	スコア5以上	×	×
コロナ119	○	○	○	○	○
療養証明	○	○	○	○	自主療養届

○に変更

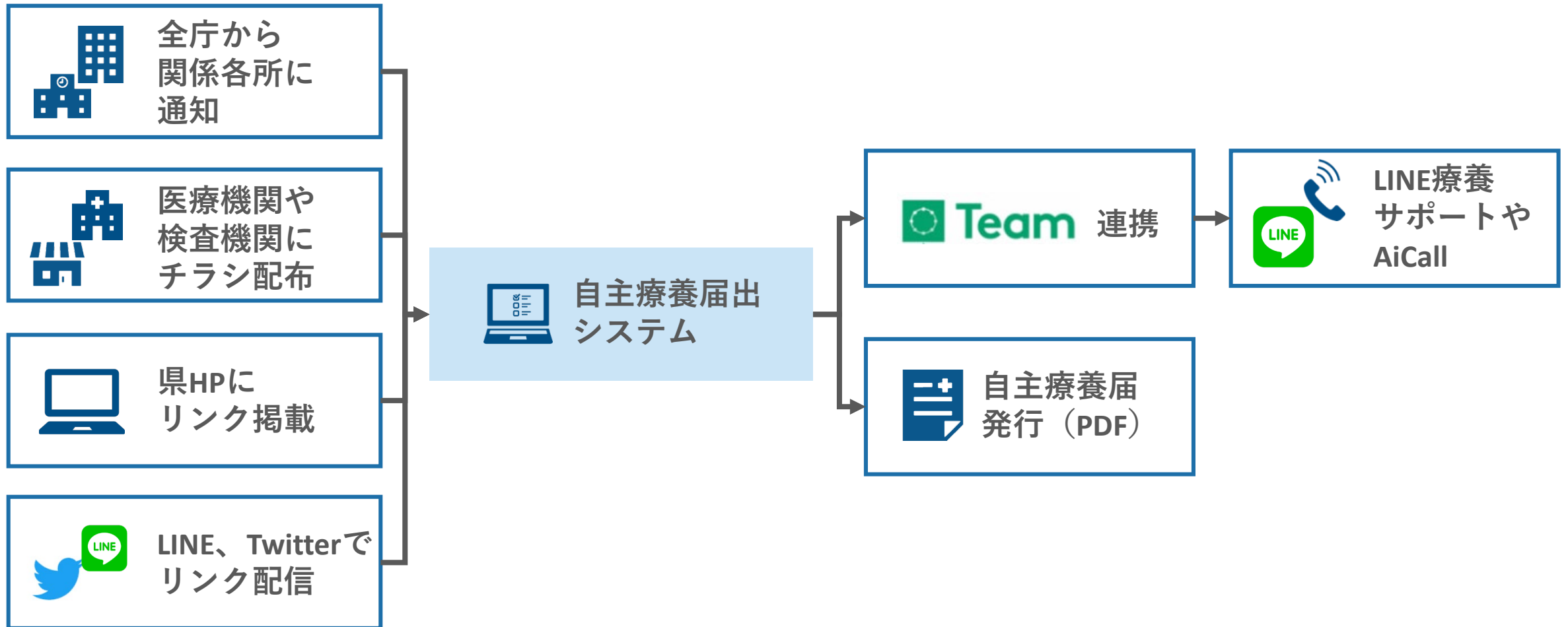
*行政の健康管理は行わないが、セルフチェックのツールとして使える
キャパシティの問題から頻度などは調整する

2-6 新たな療養開始パターン「自主療養」

従来医療機関から発生届が出されることを前提としていた陽性者管理に加えて、厚労省通知に基づき、**本人のセルフテスト等による陽性判明時点から即時に療養を開始できる仕組みを構築**



3-1 システム俯瞰図



3-2 自己申告による感染蔓延防止の新たな分類（法人・個人）

飲食店への対応

神奈川県

当事業所は、感染症対策として以下のことに取り組んでいます

- 仕切り設置または着座位置の工夫による飛沫防止
- レジ等仕切り設置
- 混雑時入店制限
- マスク等着用
- 手洗・手指消毒
- 発熱時入店制限
- 大皿等での提供を避ける
- 十分な換気
- 支払時キャッシュレスまたはポイントレイ使用
- 感染発生状況の情報提供
- マスク会食の徹底 ← こちらを追加してください。

事業所名 かながわ食堂 横浜みなとみらい本店

業種： 飲食店
住所： 横浜市中区石川町9-17
電話番号： 045-221-1107
営業時間： 開店： 大前
閉店： 午後12時30分

QRコード

- 飲食店が感染症対策の取組を入力すると**自動で発行**
- 協力金の要件**として位置づけ

県民

神奈川県 申請番号:0000

新型コロナウイルス感染症
自主療養届

私は、自ら検査を行い新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認したため、「自主療養届システム」を利用して神奈川県に対し自主療養を始めたことを届け出ました。

届出者の情報

氏名	神奈川 太郎
生年月日	1983年 4月 2日
住所	神奈川県横浜市中区日本大通1
メールアドレス	kanagawa-taro@gmail.com
発症日	2022年1月20日
療養終了予定日(目安)	2022年1月30日 <small>(発症日から10日後の日付です。症状が戻る場合は、症状がなくなってから7日間後の療養終了日となります)</small>

発行日 年 月 日
(有効期間は発行日から1か月です)

発行：神奈川県健康医療局

※画像は開発中のイメージです。

- 県民が療養に必要な情報を入力すると**自動で発行**
- 通学先、保育先、勤務先等に提出できる書類**として位置づけ

3-3 自主療養届出システムで扱う情報（調整中）



自主療養届出
システム

項目	入力する情報
基本情報	<ul style="list-style-type: none">氏名生年月日住所メールアドレス身長・体重
健康情報	<ul style="list-style-type: none">発症日基礎疾患の有無妊娠（可能性含む）の有無抗原検査キット/無料検査の検査結果が分かる画像
自主療養届関係情報	<ul style="list-style-type: none">提出先の組織名称、所在地、連絡先

自動発行



自主療養届の印字情報

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- メールアドレス
- 発症日・療養終了予定日
- 発行日

4 - 1 Q&A①

Q1 自主療養届を登録できるのは誰を対象にしていますか？

A 低リスク者、具体的には、6歳以上49歳以下であることが前提です。また、基礎疾患がある方や、肥満の方や、妊婦の方は対象外ですので、本システムを利用せず、医療機関に受診ください。

Q2 5歳以下の子供も登録して良いですか？

A いいえ、5歳以下の子供については本システムを利用せず、医療機関に受診ください。

Q3 自主療養届の発行はいつからいつまでできますか？

A 発症日から10日以内です

Q4 自主療養届の有効期限はありますか？

A 発行日から1ヶ月です。

4 - 2 Q&A②

Q5 抗原定性検査キットでも良いですか？

A システムで画像を添付ください。備考欄にメーカー名、検査実施日を記入ください。

Q6 自主療養届を登録すると受診しなくて良いのですか？

A 自主療養届システムは、低リスク者で自ら健康観察や体調悪化時には医療機関に受診できる方を対象にしています。体調悪化時には、医療機関で受診ください。
なお、医療機関に受診し、医師が陽性診断をした場合は、法定発生届が発行され、感染症法に基づく就業制限や外出自粛が要請されます。

Q7 自主療養届を療養に関する民間保険金請求に使えますか？

A いいえ。医療機関を受診し、発生届が提出された場合、神奈川県は療養終了後に別途「療養証明書」を発行しています。自主療養届は、制度開始時点においては、民間の保険金請求に使う想定はしておりません。

4 スケジュール



自主療養届出
システム

県民へのシステム提供開始は

1 / 28 (金) から!

(1/27夜間にリリース、変更時はホームページでアナウンス)

新型コロナウイルス感染症に感染された方へ 自主療養をお選びいただけます

2022年1月時点で新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が広がっていますが、若い方、基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきました。一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染も徐々に広がっており、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。そこで、重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診断や保健所のフォローアップを受けることなく、自ら療養を行うためのシステムを構築しました。ご理解、ご協力をお願い致します。



医療機関を受診せずに療養開始!

健康観察をシステムがアシスト!

療養開始を証明する書類を発行!

自主療養は簡単3ステップ

- 1 自主療養届出システムにアクセス
- 2 Webフォームに必要事項を記入
- 3 入力したその日から自主療養を開始

自主療養中は、LINE等による健康観察を受けます。体調が悪化した場合は療養開始時にお伝えする連絡先にご相談頂けます。

自主療養の対象者は、6歳～49歳で基礎疾患や肥満、SpO2の低下がない方です。対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けて下さい。なお、妊娠中の方（妊娠の可能性のある方）は、基礎疾患の有無に関わらず医療機関を受診してください。



学校関係者・事業者の皆様へ

神奈川県には、医療機関が発行する診断書に代わり、この「自主療養届出システム」によって発行された「自主療養証明書（仮）」をもってご本人が新型コロナウイルス感染症の療養を行う方がいらっしゃいます。保健・医療体制を含む社会機能を維持し、守るべき人を守るためのシステムです。ご理解、ご協力をお願い致します。

黒岩祐浩